

1 はじめに

千葉県では原則として、設計金額 2 千万円以上の建設工事について、一般競争入札を実施します。

さらに、令和 7 年度から、一般競争入札による全ての工事において、入札・開札後に落札候補者のみの入札参加資格を確認する事後審査方式を適用します。(事後審査Ⅱ型*の導入)

※これまで価格競争方式による一般競争入札に事後審査方式を適用していましたが、これと区別するため『事後審査Ⅱ型』と称しています。

一般競争入札の落札者決定方式は次の 2 通りに分けられます。

入札参加を希望する方は、それぞれの案件の入札公告を確認のうえ、どの方式の入札なのか、誤りのないように注意してください。

工事毎の落札者決定方式は、入札公告(個別編)の「1 一般競争入札に付する事項」「(2) 入札方式及び落札者決定方式」に記載しています。

方 式

価格競争方式	入札公告に示した条件(入札参加者の資格要件)を満たす希望者すべてが参加し、予定価格の範囲内かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする入札方式
総合評価方式	価格に加え、施工方法の工夫や企業の成績及び社会性などの、価格以外の技術的要素を含めて総合的に評価し、落札者を決定する入札方式

総合評価方式の型式などについては、『千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)』をご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/sougouhyouka/guideline/hinshitsu.html>

本書のうち、『入札情報サービスシステム』及び『電子入札システム』と記載されているものは「ちば電子調達システムにおける各システム」となります。

ちば電子調達システムのトップページ

<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>